一般社団法人はしっ子えがおサポート 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人はしっ子えがおサポートと称する。

(主たる事務所等)

第2条 当法人は、主たる事務所を和歌山県橋本市に置く。

(目的)

第3条 当法人は、「子どもから高齢者の居場所をつくる」「貧困の連鎖をくい止める」「地域コミュニティのつながりを強化する」という3つのテーマを中心とし、貧困の連鎖の解消を目的とする。

具体的には、経済的な格差から、まわりの子どもたちと孤立感を感じたり、 自信を失ったり、自分の夢や希望をあきらめたりしている子どもたち、子ど もと接する時間を作れず困惑する親たちを支援する。

また、地域において孤立した生活をしている独居の高齢者もサポートをする。

(事業)

- 第4条 当法人は、前条の目的に資するため、次の事業を行う。
 - (1) 子どもの学びや居場所づくり支援事業
 - (2) 子どもの社会参画を通じた地域活性化に関する事業
 - (3) こども食堂・フードバンク事業及び子供服等のリユース事業
 - (4) 父母の健全な子育てのための支援事業
 - (5) 子どもから高齢者までを含めた安心・安全な暮らしを確保する事業
 - (6) 地域コミュニティ活性化に関するイベント等の企画・運営事業
 - (7)地域福祉及び高齢者・障害者支援に関する事業
 - (8) その他当法人の目的を達成するために必要と思われる事業

(公告の方法)

第5条 当法人の公告は、事務所の掲示板に掲示する方法により行う。

第2章 会員及び社員

(法人の構成員)

第6条 当法人は、当法人の事業に賛同する個人又は団体であって、次項の規定により当法人の会員となった者で構成し、正会員をもって「一般社団法人及び 一般財団法人に関する法律」((平成18年6月2日法律第48号)(以下 「一般法人法」という))上の社員とする。

- 2 当法人の会員は、次の2種とし、正会員と賛助会員とする。
- (1) 正会員は、当法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員は、当法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体

(会員の資格取得)

第7条 当法人の会員になろうとする者は、別に定めるところにより申込みをし、 理事の決議による承認を受けなければならない。

(入会金及び会費)

- 第8条 会員は社員総会において別に定める会費を支払う義務を負う。
 - 2 当法人は、社員総会の決議により、特定の活動の経費に充当するために特別会費等を徴収することができる。

(任意退会)

- 第9条 会員は、理事の決議おいて別に定める退会届を提出することにより、任意 にいつでも退会することができる。
 - 2 前項の規定により会員が会員資格を喪失した場合でも、当該年度に係る未納の会費は納付しなければならない。既納の会費は返還されない。

(除名)

- 第10条 会員が次のいずれかに該当するときは、社員総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる決議でもって、当該会員を除名することができる。
 - (1) この定款その他の規則に違反したとき。
 - (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
 - (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。
 - 2 前項の規定により会員を除名する場合は、当該会員に社員総会の7日前 までに通知すると共に、社員総会において、当該会員に弁明の機会を与え なければならない。

(会員資格の喪失)

- 第11条 前2条のほか、会員は次の何れかに該当するに至ったときは、その資格 を喪失する。
 - (1) 第8条の支払義務を1年以上履行しなかったとき。
 - (2) 当該会員が死亡若しくは、解散、破産したとき。

第3章 社員総会

(種類)

第12条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種類とする。

(構成)

第13条 社員総会は、正会員をもって構成する。

(権限)

- 第14条 社員総会は次の事項を決議する。
 - (1) 入会の基準並びに会費及び入会金の額
 - (2) 会員の除名
 - (3) 理事の選任又は解任
 - (4) 理事の報酬等の額又はその規定
 - (5) 決算報告
 - (6) 事業計画及び予算
 - (7) 定款の変更
 - (8) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受
 - (9)解散、合併並びに事業の全部又は事業の重要な一部の譲渡
 - (10) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

(開催)

- 第15条 定時社員総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。
 - 2 臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

- 第16条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事の決議に基づき 代表理事が、会日より1週間前までに、各正会員に対して招集通知を発す るものとする。
 - 2 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示し、社員総会の 招集を請求することができる。
 - 3 第1項にかかわらず、社員総会は、正会員全員の同意があるときは、書面又は電磁的記録による方法による議決権行使の場合を除き、招集手続を経ずに開催することができる。

(議長)

第17条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故等による 支障があるときは、当該社員総会において出席した正会員の中から議長を 選出する。

(議決権)

第18条 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第19条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、

総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員 の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって総 正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
- (1) 会員の除名
- (2) 定款の変更
- (3)解散
- (4) その他法令で定められた事項
- 3 理事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議 を行わなければならない。理事の候補者の合計数が第24条に定める定数 を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に 定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(代理)

第20条 社員総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として議決権の 行使を委任することができる。この場合において、正会員又は代理人は、 代理権を証する書類を総会ごとに当法人に提出しなければならない。

(決議及び報告の省略)

- 第21条 理事又は正会員が、社員総会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。
 - 2 理事が正会員の全員に対し、社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、 正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、 その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第22条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成 し、議長及び出席した正会員のうち2名が、前項の議事録に署名又は記名 押印して10年間当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

第4章 役員

(社員総会以外の機関)

第23条 当法人には理事を置く。

(役員の員数)

- 第24条 当法人は理事2名以上7名以内を置く。
 - 2 当法人は、代表理事1名を置き、理事の互選により定める。

3 前項の代表理事をもって理事長とし、代表理事以外の理事について、副 理事長1名を置き、理事の互選により定める。

(役員の選任)

- 第25条 理事は、社員総会の決議によって正会員の中から選任する。
 - 2 役員の選任に関する事項は別に規則で定める。

(理事の職務及び権限)

- 第26条 理事の業務執行においては、理事の過半数の一致をもって行うものとする。
 - 2 代表理事である会長は、当法人を代表し、その業務を執行する。
 - 3 副会長は、会長を補佐し、事故あるときは会長に代わりその業務を執行する。

(役員の任期)

- 第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに 関する定時社員総会の終結までとする。
 - 2 補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の満了する時までと する。
 - 3 理事は、第24条に定める定数に足りなくなったときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事として権利義務を有する。

(解任)

第28条 理事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第29条 理事は、原則として、無報酬とする。但し、常勤の理事に対しては、社 員総会において定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、社員総 会の決議を経て報酬等として支給することができる。

(取引の制限)

- 第30条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な 事実を開示し、社員総会の承認を得なければならない。
 - (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
 - (3) 当法人がその理事の債務保証すること、その他理事以外の者との間に おける当法人とその理事との利益相反する取引

第5章 基金

(基金の拠出)

第31条 当法人は、会員又は第三者に対し、一般社団法人法第131条に規定する基金の拠出を求めることができるものとする。

(基金の募集等)

第32条 基金の募集、割当及び払込み等の手続き、基金の管理及び基金の返還等 の取扱いについては、理事の決議により別に定める「基金取扱規程」によ るものとする。

(基金の拠出者の権利)

第33条 基金の拠出者は、前条の「基金取扱規程」に定める日までその返還を請求することができない。

(基金の返還の手続き)

第34条 基金の返還は、定時社員総会の決議に基づき、一般法人法第141条第 2項に定める範囲で行うものとする。

(代替基金の積立)

第35条 基金の返還を行うため、返還される基金に相当する金額を代替基金として積み立てるものとし、これを取り崩すことはできない。

第6章 会計

(事業年度)

第36条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

- 第37条 当法人の事業計画及び収支予算は、毎事業年度の開始の日の前日までに 代表理事が作成し、理事の決議を経て、社員総会の承認を受けなければな らない。これを変更する場合も同様とする。
 - 2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年 度が終了するまでの間、備え置き一般の閲覧に供する。

(事業報告及び決算)

- 第38条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後代表理事が次の書類を作成し、第1号及び第2号については定時社員総会に報告し、第3号ないし第5号については定時社員総会の承認を受けなければならない。
 - (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- 2 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、次の書類を 主たる事務所に5年間、従たる事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供 するとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所及び従たる事務所に備え 置くものとする。
- (1) 理事の名簿
- (2) 理事の報酬等の支給の基準を記載した書類

第7章 定款の変更、解散

(定款の変更)

第39条 この定款は、社員総会において総正会員の半数以上であって、総正会員 の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議をもって変更することがで きる。

(解散)

第40条 当法人は、社員総会において総正会員の半数以上であって、総正社員の 議決権の3分の2以上に当たる多数の決議、その他一般法人法で定められ た事由により解散することができる。

(残余財産の帰属)

第41条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を 経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第1 7号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第8章 附則

(最初の事業年度)

第42条 当法人の設立初年度の事業年度は、当法人の成立の日から2020年3 月31日までとする。

(設立時社員)

第43条 当法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりとする。

(氏 名) (住 所)

佐藤 昌吾 和歌山県伊都郡かつらぎ町大字大谷289番地の3

岸田 昌章 和歌山県橋本市橋谷859番地の39

坪井 俊雄 和歌山県橋本市城山台二丁目24番地の3

船井 真紀子 和歌山県橋本市橋谷325番地

山田 和則 和歌山県橋本市三石台三丁目17番地の2

(設立時役員等)

第44条 当法人の設立時理事は、次のとおりとする。

設立時理事 佐藤 昌吾 和歌山県伊都郡かつらぎ町大字大谷289番地の3

設立時理事 岸田 昌章 和歌山県橋本市橋谷859番地の39

設立時理事 坪井 俊雄 和歌山県橋本市城山台二丁目24番地の3

設立時理事 船井 真紀子 和歌山県橋本市橋谷325番地

設立時理事 山田 和則 和歌山県橋本市三石台三丁目17番地の2

(設立時の代表理事)

第45条 当法人の設立時代表理事は、次のとおりとする。

設立時代表理事 佐藤 昌吾 和歌山県伊都郡かつらぎ町大字大谷289番地の3

(法令の準拠)

第46条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に準拠する。

以上、一般社団法人はしっ子えがおサポートを設立するため、この定款を作成し、 設立時社員佐藤昌吾、岸田昌章、坪井俊雄、船井真紀子、山田和則の定款作成代理 人司法書士和田佳人は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名をする。

2019年 4月25日

設立時社員 佐藤 昌吾

設立時社員 岸田 昌章

設立時社員 坪井 俊雄

設立時社員 船井 真紀子

設立時社員 山田 和則

上記設立時社員の定款作成代理人 和歌山県橋本市橋谷740番地

司法書士 和 田 佳 人